

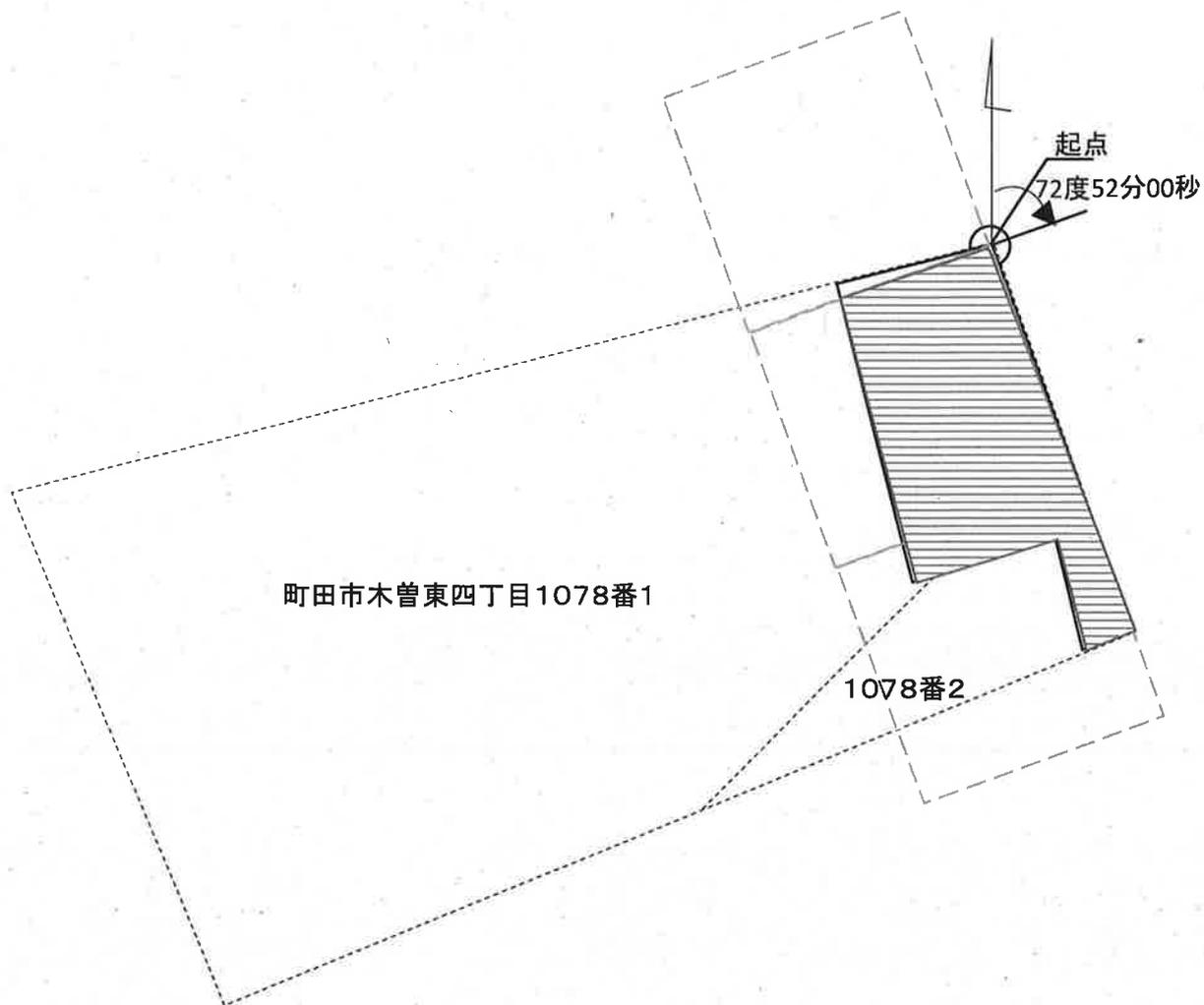
要措置区域台帳

町田市

整理番号	整-34-1	指定年月日・指定番号	2022年8月8日・要-6	所在地	町田市木曾東四丁目1078番1、1078番2の各一部	
調製・訂正年月日	2022年8月8日調製(新規指定)					
要措置区域の概況	事業場跡地				面積	91.82 m ²
地下水汚染の有無(土壌溶出量基準不適合の場合)	有・ 無					
法第14条第3項の規定に基づき指定された要措置区域にあつては、その旨 最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の 対象としなかつた土壌汚染状況調査の結果により指定された要措置区域に あつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかつた深さの位置及び特定 有害物質の種類						
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等 を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された要措置区域にあつて は、その旨及び当該省略の理由						
要措置区域内の 土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	2022年8月5日	テトラクロロエチレン		含有量基準・ 溶出量基準 ・第二溶出量基準		株式会社環境管理センター
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変 更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
					有・無	
					有・無	
					有・無	

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「要措置区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。



【凡例】

- 単位区画線
- 敷地境界
- 筆境界
- ▨ 要措置区域

【起点】

起点は、町田市木曽東四丁目1078番1内の敷地境界の最北端とする

【格子の回転角度 72度52分00秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

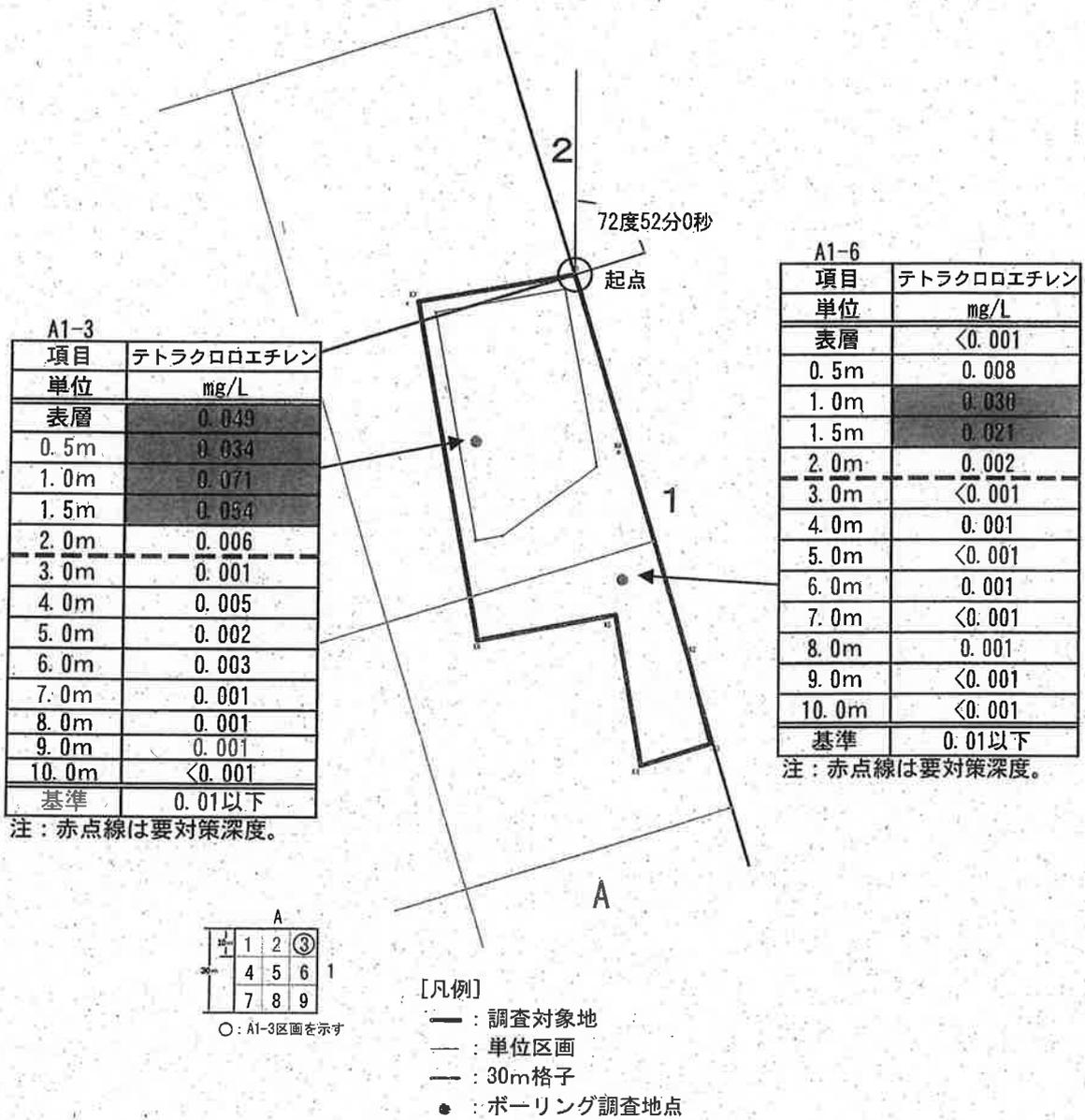


・ボーリング調査

現地試料採取期間：2021年10月4日、12月6日

分析期間：2021年10月5日～20日

2021年12月7日～24日



ボーリング調査結果